

第7 人権尊重の教育の重点

1 本年度の達成目標

基本的人権尊重の教育の精神は教育の根本であり、すべての教育活動を通して実践的に取り組まねばならない。その際、人権教育はその核をなすものと考えられる。

- (1) 全教職員が人間尊重の精神に徹し、学校をあげて人権教育を推進する体制を作る。
- (2) 人権教育をあらゆる教育活動の中に正しく位置づけ、具体的方策を確立し、目標の達成に努める。
- (3) 人権教育を実践的に推進し、あらゆる場において、その点検に努める。
- (4) 「人間の平等」「人権の尊重」を実践し、生徒が一切の差別を許さない市民に成長するためホームルームにおける人権教育に重点をおく。
- (5) 改訂された近畿統一応募用紙の意義をふまえ、就職差別を許さない取組みを強める。
- (6) セクシャル・ハラスメントや女性差別・いじめを許さない取組みを進める。
- (7) 心身に教育上の配慮を要する生徒についての取組みを強める。

2 人権教育計画

(1) 学年別計画

[第3学年]

第3学年の指導目標……2年次では、講演会を聞いて、在日外国人問題を考えた。

本年度は就職、進学が間近ということで、外国人差別および部落差別などを含む就職差別について考える機会を設け、統一用紙の意義にも触れ、面接における差別につながる質問への対処、就職差別などの差別を許さない問題意識を養いたい。更に、10月には国際的な広い視野から人権を考える機会を、11月には暴力についての人権問題を掘り下げる機会をそれぞれ専門の講師を迎えて講演会を行う。

実施予定月日	形 式	内 容
6月 11日	ホームルーム活動	・近畿統一用紙と就職差別および男女雇用機会均等法等について
10月 7日	講演会	・外務省から講師を迎え国際理解教育に立脚しつつ、広い視野からの人権問題について考える機会を持つ。
11月 25日	講演会	・府立高等学校スーパーバイザー（臨床心理士）を迎えて、暴力について、いろいろな角度よりその人権問題に焦点をあてて、掘り下げ、考える機会を持つ。

(2) 各校務分掌別計画

保 健 部…保健衛生に関する措置と指導。A I D S 研修・啓発活動。心身に教育上の配慮を要する生徒についての取組み。

各クラス保健委員に医療関係に進学を希望する生徒を加えた21名を対象に文化祭までに計4回の研修指導を行い、文化祭当日、パネル等への展示発表と啓発活動を来校者や本校生に行う。

進路指導部…統一用紙の意義の徹底。

生 徒 部…あらゆる機会を通じて「お互いを思いやる気持」・「お互いに助け合い協力しあう態度」の育成に努める。

(3) 地域との連携

中学校の人権教育をふまえて、発展させるため、積極的に同和地域、関係機関、諸団体との連携、経験の交流に努める。特に出身中学校との連携を密接にし、生徒指導上配慮すべき点について具体的に協議し、協力を受ける。

3 教職員研修計画

人権尊重の教育が積極的に推進されるためには、被部落差別出身生徒・在日外国人生徒・障害者などの日本の社会における弱者の立場に置かれた人達の問題に対する、教師集団の正しい理解と人間解放教育への強い信念、深い情熱に負うことが大きい。そのために教職員相互の共通理解を深め、全員一致して推進できるよう、種々の研修の機会をつくりたい。

本年度は、昨年に引き続き不登校生や情緒に障害のある生徒への対応を考えるために、教務部、生徒部、保健部等とはかりつつ、教職員相互の共通理解を深める機会を設けたい。

11月下旬に教職員・PTA対象の研修を行う。内容については現在検討中であるが、単なる講演形式ではなく参加体験型の研修を考えている。

実施予定月日	形 式	内 容
4 月 下 旬 10 月 中 旬	学年 教職員研修	・学年において、年間ホームルーム活動の計画・立案 ・不登校及び学校になじめないでいる生徒についての勉強会
11 月 下 旬 2 月 中 旬	教職員・PTA研修 教職員研修	・参加体験型の研修を計画 ・今年度の人権教育の総括
毎 週	各学年担任会 不登校等対策室	・人権教育係と各学年との連絡と情報交換 ・本校の人権教育推進のため、心身に教育上の配慮を要する生徒についての情報交換を行う。
4 月 上 旬 適 宜	人権教育推進委員会	・教職員人権研修と各学年教科を通じて人権尊重の教育の推進をはかるため適宜会合する。
1 学 期	教育実習生対象の人権教育 (5月31日)	・オリエンテーションにおいて、本校での人権尊重教育の取り組み及びその姿勢について説明し、共通理解が得られるよう努める。

4 以上のことを実施するために、人権教育推進委員会及び生徒部内に生徒相談係及び人権教育係を設け、校内における人権教育の推進にあたる。